財務規則に基づく競争入札の参加資格等を定める告示

最終改正　令和６年１１月２５日告示第４３号

　三島町財務規則（昭和５９年規則第２号）第１１１条及び第１２２条の規定により、三島町を発注者として、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事又は製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査（以下「測量等」という。）の委託契約、物品の買入れその他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類を次のように定める。

（競争入札に参加することができない者）

第１　競争入札に参加することができない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

　（２）　法令の規定により営業の許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

　（３）　工事若しくは製造の請負（工事に係る建設資材の販売契約を除く。）の契約又は物品の買入れ、その他の契約（工事に係る工事に係る建設資材の販売契約を除く。）に関して、不正の行為をし、又は正当な理由なく不完全な履行をし、若しくは、履行をしないため、指名競争入札に係る入札参加資格の取り消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者

　（４）　工事若しくは製造の請負契約又は物品の買入れその他の契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から２年を経過していない者

　（５）　資格審査に関する申請書その他の添付書類において虚偽の事項を記載した者

　（６）　工事の請負契約又は測量等の委託契約にあっては、別表の工事等種別欄に掲げる区分に応じ、基準日毎年１月１日（競争入札に参加する者に必要な資格の基準日となる日をいう。）の直前１年の営業年度において完成工事高又は取扱高の無い者

　（７）　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号のいずれかに該当する者

　（８）　工事に係る資格の審査を受けようとする者にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所になったことについて関係機関に届出を行っていない者

（競争入札における共同企業体の参加資格）

第２　共同企業体として、工事の請負契約に係る競争入札に参加するためには、共同企業体構成員のすべてが次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

　（１）　第１の第１号から第８号までのいずれにも該当しないこと。

　（２）　共同企業体が参加申込みをする工事と同一種別（別表に定める工事種別をいう。）　工事に関し、基準日の直前１年の営業年度における完成工事高があり、及び入札参加資格審査申請書を共同企業体の入札参加資格審査申請書の提出により受理された者にあっては、その残存期間とする。

（競争入札に参加する者に必要な資格と有効期間）

第３　資格は、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上町長が認定するものとし、競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間は、次に定めるところによる。

　（１）　入札参加資格審査申請書を隔数年に提出し受理されたものにあっては、基準日の属する年の４月１日（町長が必要により特別に日を定めたときはその日）から２か年間。

（競争入札参加資格の格付けの失効）

第４　競争入札に参加する資格を有する者が、第１の各号の一に該当するに至った場合においては、その者に係る格付けは、その該当するに至った時に失効する。

（競争入札の参加資格）

第５　請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、第１の第１号から第８号までにいずれにも該当しないこと、及び基準日の直前１年の営業年度における完成工事高があること。

（入札参加資格審査申請書の提出期間及び方法）

第６　工事若しくは製造の請負、物品の買入れ又は修繕について、競争入札に参加しようとする者は、次に定めるところに従い関係書類を町長に提出しなければならない。

　（１）工事（測量を除く。）の請負契約に係る者についての申請書

　　ア　建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）

　　イ　社会保険加入状況申告書（第１号様式の１）

　　ウ　建設工事入札参加資格審査申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

　　　（ア）　建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し

　　　（イ）　審査対象年に係る経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、審査対象年に係る総合評定値通知書を受けた時は、その写しをもって経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書に代えることができる。

　　　（ウ）　工事（業務）経歴書（第２号様式の１、第２号様式の２）

　　　（エ）　技術者経歴書（第３号様式の１）

　　　（オ）　営業所一覧表及び営業所に権限を委任したことを証する書面（以下「営業所一覧表等」という。）（営業所に見積、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限る）（第４号様式の１及び任意様式）

　　　（カ）　納税証明書又はその写し（審査基準日前１年において福島県及び三島町に納付すべき額として確定した事業税及び自動車税に限る。以下同じ。）

　　　（キ）　新卒者雇用申告書（第５号様式）

　　　（ク）　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体に限る。）

　　　（ケ）　各構成員の建設工事入札参加資格審査申請書の写し及びアに掲げる書類の写

　　　　　　し（建設共同企業体に限る。）

　（２）測量等の委託契約に係る者についての申請書等の提出書類

　　ア　測量等入札参加資格審査申請書（第６号様式）

　　イ　次に掲げる登録を受けている者にあっては、その登録の種類に応じて、それぞれ次に定める書類を添付しなければならない。

　　　（ア）　測量法（昭和２４年法律１８８号）第５５条第１項又は第３項の規定による測量業者の登録を受けている者

同法第５５条の８第１項に規定する業務経歴書及び第５５条の３第３号の書類の写し

（イ）　建築士法（昭和２５年法律だい２０２号）第２３条第１項又は第３項の規定による建築士事務所の登録を受けている者

それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し

（ウ）　不動産鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条第１項又は第３項の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者

それらの登録を受けていることを書面又はその写し

（エ）　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示７１７号）第２条第１項の規定による建設コンサルタント登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者

同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

（オ）　地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示７１８号）第２条第１項の規定による地質調査業者の登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者

　　　　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

　　　（カ）　補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）

第二条第一項の規定による補償コンサルタントの登録又は同条第三項の規定

による登録の更新を受けている者

同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し

ウ　測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。（イ）　登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成１６年法律第１２４号。以下「整備法」という。）第５３条第５項の規定によりなおその効力を有するとされている整備法第５２条の規定による改正前の商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１１条第１項の規定により交付された登記簿の謄本を含む。）若しくは身分証明書（以下「登記事項証明書等」という。）又はその写し

　　　（ウ）　工事（業務）経歴書（第２号様式）

　　　（エ）　技術者経歴書（第３号様式の２）

　　　（オ）　技術集計一覧表（第６号様式の３）

　　　（カ）　審査基準日の直前２年の各事業年度の財務諸表

　　　（キ）　営業所一覧表等（第４号様式の２及び任意様式）

　　　（ク）　納税証明書又はその写し

　（３）製造の請負契約に係る者についての申請書等

　　ア　製造入札参加資格審査申請書（第７号様式）

　　イ　製造入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　　　　（ア）　商業登記事項証明書等又はその写し

　　　　（イ）　審査基準日の直前２年の各年度の財務諸表

　　　　（ウ）　営業所一覧表等（第４号様式の２及び任意様式）

　　　　（エ）　審査基準日の直前２年における実績高調書（第８号様式）

　　　　（オ）　職員数及び営業年数調書（第９号様式）

　　　　（カ）　納税証明書又はその写し

　（４）物品の買入れ及び修繕並びに役務の提供に係る者についての申請書等

　　ア　物品購入（修繕）入札参加資格審査申請書（第１０号様式の１、第１０号様式の２、第１０号様式の３）

　　イ　物品購入（修繕）入札参加資格審査申請書には、特別な理由がある場合を除くほか次に係る書類を添付しなければならない。

　　　　（ア）　商業登記事項証明書等又はその写し

　　　　（イ）　納税証明書又はその写し

　　　　（ウ）　審査基準日の直前２年の各年度の財務諸表

（エ）　営業所許可（登録、認可、届出）等一覧表（第４号様式の１）

　　　　（オ）　誓約書（第１１号様式）

　　　　（カ）　役員等に関する調書（第１２号様式）

　（５）　申請書等の提出期間

　　ア　測量等、製造、物品購入（修繕）に係る提出期間

　　　　令和７年１月７日から令和７年１月３１日

　　イ　建設工事に係る提出期間

　　　　令和７年２月３日から令和７年２月２８日

（資格の変更）

第７　資格審査又は認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実を証する書類を添えて、文書で、速やかに報告しなければならない。

　（１）　次に係る事項に変更が生じた場合

　　ア　商号又は名称

　　イ　代表者の氏名

　　ウ　住所又は所在地

　　エ　その他審査又は認定の内容に変更を生じさせる変更

　（２）　合併または分割があった場合

　（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした場合若しくは申立てがなされた場合又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをした場合若しくは申立がなされた場合

別表（第１、第４関係）

|  |
| --- |
| 工事種別 |
| 一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、ＰＣ橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上・下水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事、地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計 |